

# 平成30年あきる野市農業委員会 4月総会議事録

平成30年4月25日(木)午前9時30分、平成30年あきる野市農業委員会4月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、金子公晃

## 報告

- 第1号報告 職員の任命について
- 第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

## 議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 第3号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 追加議案

- 第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。ちょっと時間早いのですが、始めさせていただきます。最近天候が不順で真夏のような暑い日も続いていますけれども、熱中症等には気を付けて農作業をしていただければと思います。また、生産緑地の面積の引き下げについての要望につきまして、4月13日に甲野会長と谷澤職務代理と市長の方にお渡ししました。近隣市町村の様子だとか動向を見ながら、また検討していくという回答をいただいております。詳細につきましては、また別途回答が来るかと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、4月に入りまして、農業委員会事務局職員にも異動がありました。のちほど新たな職員を紹介させていただきますけれども、今年度も事務局一同、よろしく願いいたします。明日なんですけれども、農業委員会とはまた別なんですけれども、農業振興会の総会が3時半から別館で開催されますので、多くの会員の皆さんに出席をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。それではただ今から、平成30年あきる野市農業委員会4月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、4月13日にあきる野市長へ生産緑地法の改正に伴う下限面積の引き下げについて、意見書を谷澤職務代理とともに提出しました。また、4月18日に、瑞穂町にて行なわれました西多摩地方農業委員会連合会総会に課長が出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は田中英雄委員と兵頭委員となります。よろしく願いいたします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長をお願いいたします。会長、よろしく申し上げます。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは第1号報告を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書1ページをご覧くださいと思います。第1号報告、職員の任命について。平成30年4月1日付で下記職員を任命したので報告する。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。記、任命、事務局、金子公晃。子ども家庭支援センターから異動という事で、まいりました。では一言申し上げます。

(金子氏) (省略)

(議長) では、よろしく願いいたします。続きまして第2号報告を、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書2ページをご覧くださいと思います。第2号報告、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法第18条第6項の規定による次の農地の通知については、同法に規定する合意解約であることを認めこれを受理した。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号報告・収受4 朗読)

以上でございます。

(議長) 何かこれについて、ご質問ございますか？

(小川委員) 第4号議案の2番目に、こちらと同じ土地の案件があるんですけども、小作人は○

○○さんなんだけど、△△さんに相続をして、合意解約という考え方でいいんでしょうか？

(事務局次長) そうです。そういう事です。

(小川委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問、ございますか？・・・ないようですので、次に議事に入ります。第1号議案、  
收受6を事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書3ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・收受6 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続いて收受6について、担当の栗原晋二委員、説明をお願いします。

(栗原晋二委員) はい。第1号議案、收受6、こちらの譲受人の職業が無職となっておりますが、農業に直していただきたいと思えます。この○○○○さんは、勤め人だったんです。勤め人をしながらこれだけの畑をしていたんですけど、農林課へ提出に行った時に、3月で職を失ったので、それで無職と書いたという話ですから、農業に訂正をお願いします。すみません。現地調査は4月20日、地図は8ページです。場所は秋川国際マス釣場の手前のちょっと●の方なんです。事務局、野口さん、金子さんと現地調査をしました。この場所は□□□□さんが何年か畑をしないで、ひどい藪畑みたいだったんですけど、○○○○さんが取得するという事で、畑になるかどうか少し手を入れてもらってから、現地調査したいと言ったら、きれいにしてあって、現況は畑に戻ると思えます。そんなような場所なので、例えばここにジャガイモだ、サツマだ、植えるのかと言ったら、他にも●, ●●●m<sup>2</sup>、近くに畑があるので、今、うちにないのはワラビがないと。ワラビ畑に使いたいと、このような申し出をその時にしていました。サルだ、イノシシだの、関係から見ると、その使い方はいいかなというような事で、この議案に上げていただきました。ご検討の程、よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原晋二委員より説明をしていただきましたが、何か質問はございますか？・・・ありませんか？

それでは、ないようですので、收受6について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することといたします。続きまして第2号議案、経由19について、事務局より説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書4ページをご覧くださいと思います。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の進達について。農地法第4条第1項の規定による次

の許可申請については意見を付して同法施行令第7条の1の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・経由19 朗読)

続いて転用理由について、野口の方から説明させていただきます。

(事務局) 続いて、転用理由書を読み上げます。

(転用理由書 朗読)

以上です。

(議長) 続いて経由19について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明させていただきます。地図は9ページを見ていただきたいと思います。大きな道が横に走っているのが五日市街道でございまして、この秋川高校入口という所の南側がケーヨーデイツーです。それから●側に向かって道路がありますが、これを約●●メートルほど行った所が今回の○○○-○の場所になります。今、ご説明ありましたように、その●●●メートルくらい●に行った所によつぎ第二保育園とありますが、これを改築というか、新築をしまして、その間この○○○-○の隣接●側が月極の駐車場だったのですが、ここが仮設の園舎になっておりました。それでこの○○○-○を仮の駐車場という事で使っておったんですね。今回、完全によつぎ第二保育園が新築されましたので、それに伴って、仮設の園舎を全部移動して、今は完全に空き地になっております。それで、新築した園舎の所の門の前に駐車場があったのですが、送迎用の駐車場ですね、これが門の前で園児の出入りもあるので危ないという事で、他へ駐車場を確保しようとしたのですが、場所がなくて、この仮園舎だった所を送迎用の駐車場にして、この○○○-○を、今までの月極駐車場として使用したいと、そういう風な意向です。この南北の道路の向かって●側は市街化になっていまして、●側が調整区域なので、ここは完全に農業をやるような畑の場所では・・・しなきゃいけないんですけど、見方によっては、こういう幼稚園だとか学校だとか、そういった物に囲まれているという事になりますので、幼稚園児の安全面、その他を考えれば、むしろこういう駐車場にして、見合ったところでやっていただいた方がいいのかな、という風な気もいたしました。そんな事で、農業よりむしろ、こういう安全面、学教等設備的なものから言ったら、こちらの方が私としてもいいかなと、そんな気がしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員より説明をいただきましたが、何か質問はございますか？質問はないでしょうか？・・・よろしいでしょうか？

ないようですので、経由19について、農地法第4条の規定による許可申請についてはこれを相当と認め、進達する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、進達することといたします。続いて第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書5ページをご覧くださいと思います。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明

する。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第3号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) それでは番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。先日の4月20日に事務局と3名で現地を確認して参りました。地図の10ページです。五日市街道を二宮の派出所の交差点を●●方面、●に向かいまして、昭和橋という五日市線の陸橋を渡って、すぐ●に入った●●●メートルくらいの所の、奥にある畑でございます。この奥に2棟、4間のハウスが建ってまして、1棟は葉物の種が今、蒔いてあって、多分コマツナかホウレンソウだと思うのですが、それが生産されていまして。それで、もう1棟は多分ブロッコリーの苗場に使ってたと思うんですけど、現在は全部植え終わったみたいで、空の状態、空いた状態にしてありました。○○○○さんの叔父さんが○○△△さんで、普段は△△さんが管理しているような形になっているようです。この○○□□□さんがもう亡くなりまして、今、△△さんと、●さんがこっちの方に住んでいるみたいで、○○さんは近くに、別の所に住んでいて手伝いをしているような感じです。現状は何の問題もなく、農地として機能していると思われまますので、よろしく願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますでしょうか？・・・質問はございませんか？

ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1、番号3については関連案件となりますので、一括での審議といたします。それでは、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書6ページをご覧くださいと思います。第4号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第4号議案・番号1 朗読)**

**(第4号議案・番号3 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1、番号3を担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。それでは説明いたします。現地確認の方は4月20日に事務局と3名で行って参りました。番号1についてですが、11ページをご覧ください。五日市ファインプラザの所を、五日市街道の方から来て●に曲がって行きまして、しばらく行った●側にあります。この先に行くと、皆さんご存知だと思いますけれども、□□さんのイチゴのハウスがある所でございます。現地はネギ、ノラボウ等々植わっておりまして、それなりに畑として使われている状況でございました。続きまして、番号3の方ですけれども、12ページをご覧ください。

場所は説明するとなかなか難しいのですが、五日市線の武蔵増戸駅を●にしばらく行った所の●側と言うのでしょうか。この地図だけで理解していただきたいのですが、こちらは一带として使っている形跡で、ネギとかノラボウ等が植わっておりました。どちらの案件も主たる従事者証明という事で、現在より当時どのように使われていたかという事だと思うのですが、平成22年という時期でございますので、なかなか証明する事も難しいと思うのですが、たまたま周辺の方がいらっしやいまして、その方に確認したところ、当時からちゃんとやっていたというところで、問題はないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?・・・ご質問、ありませんか?

それでは、ないようなので、番号1、番号3について〇〇〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続いて番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。ご説明いたします。

#### (第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。続きまして、番号2を担当の谷澤委員、説明願います。

(谷澤職務代理) はい。続きまして、ご説明いたします。現地確認は先ほどと一緒に4月20日、地図は12ページでございます。先ほどの番号3の案件の隣という所で、こちらの方も今、ノラボウ等々が植わっておまして、今も畑で使われているような状況でございます。これも主たる従事者の証明という事で、同じく親類の方に確認したところ、当時からこの方がやっていたという事で、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と谷澤委員より説明をいただきましたが、何かご質問はございますか?

(笹本委員) この生産緑地の指定は、この小作人の〇さんが申請しているんですかね?

(事務局) 生産緑地の指定自体は所有者の方が、□□さんの方でしております。その中の従事者は誰かというところの中で、小作ですから、この指定の前から小作になってるはずだと思うので、その小作人が従事者として申請をされているので、小作人が亡くなった事に伴う、要は主たる従事者は小作人ですから、その相続に伴う証明という事で出ております。

(笹本委員) 申請人は、土地の所有者が申請している・・・?

(事務局長) 主たる従事者は小作人になっているという事です。

(笹本委員) そうした場合、相続が済んで、利用権が相続人に移って、その人が、先ほどの合意解約の案件に出ていた、その人が主たる従事者の証明を出すという問題ではない訳ですね。

(事務局) あくまでも、申請を出せるのは土地の所有者という事になっております。

(議長) 他にご質問はございますか?

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続いて第5号議案を、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。そうしましたら、議案書7ページをご覧くださいと思います。第5号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1を担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。去る4月20日、事務局2名、計3名で現地を見て参りました。地図は13ページをお願いします。場所はですね、五日市街道の市民体育館前の信号をさらに●に●●●メートルくらい行った所を●に入って、次の十字路の●の所です。この○○○番は、もう、何十年と言ったらいいのか、何も作ってないで、草刈り、また耕耘等で、今後管理がどうなるかちよっと、管理次第で、何も作ってないので、いい作物ができるんじゃないかとは思いますが、だいぶ草の方もひどいんじゃないかと思いましたが。現在、まだ1ヶ月経たないんですけど、耕耘がされておりました。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と松村委員より説明をしていただきました。何かご質問ございますか？

(田中正治委員) 賃借料が5,000円というのは、5年間で5,000円？

(事務局) いや、年です。1年間。

(田中正治委員) ですよ？そうしますと、今の話ですと、1年目は土作りで終わった。でも、払うという事なんですよ？

(事務局) そうです、勿論。契約ですから。

(田中正治委員) それも、あの、双方で話し合いとかは持たれないんですか？

(事務局) それは所有者と□□さんと、お互い話した上での合意ですから。

(事務局次長) 合意で契約できたので、ここに上げた形で・・・

(事務局) お互いの話し合いが、もう済んでおります。

(田中正治委員) それであの、くどいようですけれども、今後借りる時に、その前の前作が分からなかった場合ですね、今の話と同じような土地だった時に、借りる時の話し合いで、1年目はその、土を作らせてくれないとか、そういう話し合いも今後有り得るんですかね？その時は、賃借料は・・・こだわる訳じゃないですけども、当然何も作れない訳ですから。

(事務局) それはお互いの話し合いで・・・

(田中正治委員) それも全て？

(事務局次長) お互いになりますし、仲介に農業委員さんも入っていただきながら、調整していただければいいと思います。

(事務局) こちらが決める訳ではないので。

(田中正治委員) 実は、前にも借りている方からちょっと、2、3年ぐらいしないと良い物が作れなかったという話を聞いたんですよ。それまでの3年間も払っている訳なので、そうなるとまた別の意味で、貸す方と借りる方の問題が発生するのかなと思ったので、今、ご意見したんです。

(事務局) そこは、当人同士でちゃんと話し合ってもらって、例えば3年目以降に賃借料が発生するとか、そういった形で契約を結んでいただくのであれば、それは・・・

(田中正治委員) それはできるんですね。

(事務局) それは決まりはないので。当人同士で話し合って決めていただければ大丈夫です。

(田中正治委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問、ございますか?・・・これは、あの、新規就農の方?

(事務局次長) そうです。

(議長) この方は、もうどれぐらい借りているんですか?面積は?

(事務局) 面積自体は、ここで初めてなので・・・補足でお話させていただきますと、この2月の担い手協議会の方で新規就農者という事で認定されて、就農という事になりました。土地をいろいろ探して、ここで初めてという事になります。

(議長) 他はないんですか?

(事務局) 一応、□□さんという事で、草花の□□○○さんのところの娘さんと、婿に入ったような形なんですけれども、○○さんは○○さんの方で自分で経営と言うか、納税猶予をかけたっている所もありますので、当面は、本人も研修を受けてきましたので、自分の経営でやりたいという事で、この土地を借りてスタートするという形になります。

(事務局次長) 親のその土地も耕作して、合計して一応営農されると・・・

(議長) いや、ここでできなくても、心配はないという事なのかなと・・・

(事務局次長) そうですね。すでに利用されている土地もありますので。

(議長) 他にご質問、ございますか?

ないようですので、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続いて番号2についてですが、こちらは○○委員の案件となりますので、一時退席願います。

(○○委員退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは説明いたします。

#### (第5号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2を担当の松村委員、説明願います。

(松村委員) はい。それでは同じく13ページをお願いします。先ほどの案件の所から、●に

●●●メートルぐらい行った所の●側でございます、ここも、もう何年も何も作ってない場



所でした。あと、この〇〇〇番の北東側の方は茶抜き畑で、今後の管理等に、雑草が結構生えるんじゃないかと思います。今後の管理次第では作物もできると思いますけれども、1、2年は雑草退治に時間がかかるんじゃないかと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、松村委員より説明いただきましたが、何かご質問ございますか？

(笹本委員) 地積が●, ●●●㎡となっていますが、私はこの場所を良く通らせていただいていますので、近くで利用集積で借りているので。あの、この畑の真ん中辺りに誰か他の人が耕作しているんですね。面積がこれは、どうなっているのか・・・？

(事務局) 一応、契約上はこの全部の土地を借りるという事で話をされていて、確かに今、真ん中にちょっとどなたかが作っているみたいですが、それについては多分、〇〇委員がこれを借りるという中で、それは解消されるのではないかなと思っております。

(笹本委員) 現在、どんな物が作付けされているのか、私も車で通るだけなので・・・

(事務局) いきなりすぐ、という訳にはいかないと思いますが、それを取り次第という事になるとは思いますが・・・。

(笹本委員) 急ぐんですかね？きれいにうなってから、利用権を設定した方がいいような・・・。

(事務局次長) でも、前任者の人がきれいにしていなかったのも、逆に〇〇さんが借りてからじゃないときれいにできないのかな、というのがあるのかも知れません。先に契約して借りて、〇〇さんがやりやすい物を作っていくというやり方じゃないと、なかなか人の土地を正式には手が出せないのかな、というところもありますので。

(笹本委員) 貸し借りがある所で、またその所で利用権設定するのは、ちょっと・・・

(事務局次長) まあ、そうですね。その辺りがどうなっているか・・・。

(笹本委員) こじれないかな、という気がするんですけど。

(事務局) 今、確認しましたら、今、作ってる物はあるんですけど、それが終わったら受け渡していただくという事になっているそうです。

(谷澤職務代理) そうすると、それが終わってからもいいのでは？という気がするのですが。

(事務局長) ただ、今のうちから手を入れて、準備をしていきたいという事だと思います。借りている方と地主さんと借りる方との、3者の話し合いが済んでいるのであれば、問題はないのかなと思います。

(田中正治委員) じゃあ、当面、事務処理だけという？

(谷澤職務代理) あと、この契約の中では使用貸借で無償でという事なんだけど、いくらぐらいかは、やっぱり、こういうのは費用を取らないとうまくないのかなと思うんですけど。

(事務局長) 本来、事務局としては●●アールあたり●, ●●●円とか、そのぐらいのご説明はしています。

(事務局) そこは、やっぱり、最終的には話し合いなので、こちらでいくらにしてくださいとかは言えないので、できれば農業委員さんが間に入っていた時に、最低限の賃借料でやった方がいいという方向へもって行ってもらった方がいいのかなと・・・。

(事務局長) 固定資産税も発生していますので、その分ぐらいはね。

(谷澤職務代理) そう、そうなんだよね。

(事務局長) その辺も農業委員さんも仲介に入る時には、説明をしていただくような形で、5年間という、長期に渡って借りるので、お互いにうまくいくように、仲介に入っていたいただければと思います。

(事務局) それで最終的に当事者が無料でもいいよ、と言うのであれば、それはそれで仕方が無いかなと思います。

(議長) 他にご質問ございますか?・・・ありませんか?

それでは、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。では、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) それでは次に、追加議案が提出されておりますので、机の上にあると思いますが、こちらの審議に入ります。追加議案第1号について、事務局、説明をお願いします。

(事務局次長) はい。それではお配りしてあります、追加議案の資料をご覧いただければと思います。こちらの案件につきましては、前回、3月総会で畑の状態が、という事で保留になってしまった案件でございます。その辺りが確認取れましたので、改めて追加議案という事で、4月総会に提出させていただきます。

追加議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。  
平成30年4月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(追加議案第1号 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、副担当の小川委員、説明をお願いします。

(小川委員) 4月20日に事務局と田中克博委員に現地を見に行ってもらって、資料の次のページに写真があるんですけど、きれいに耕作をされています。私は4月23日の朝9時に現地を見に行っただけですけども、マルチも張ってあって、耕作意欲がすごくあると見受けられます。まだマルチは一張りという事でございます。瀬戸岡造園さんに頼んで、きれいに抜根、伐採が終わっています。よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と小川委員に説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?

(嶋崎委員) もう全部、木を無くしちゃった状態ですよ?すごいですね。きれいになっちゃったね。早かったね。家がちょっと近いね、こうやって見ると。

(議長) 囲まれています。・・・他にご質問ございますか?かなりきれいになっていると思いますので、よろしいですかね?

ないようですので、〇〇〇〇さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より、報告願います。

(事務局) はい。それでは平成30年あきる野市農業委員会4月の総会専決処理を報告させていただきます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、5月25日、金曜日、午前9時30分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時16分